

平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

<b>事業名</b>	港湾環境整備事業		担当部局庁	港湾局		作成責任者		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和48年度～		担当課室	計画課 海洋・環境課		課長 松原 裕 課長 池上 正春		
<b>会計区分</b>	社会資本整備事業特別会計		施策名	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	港湾法 第43条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第3条 等		関係する計画、通知等	社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)、公害防止計画 等				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用を確保するとともに、浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等を目的として、廃棄物埋立護岸の整備や水質浄化、底質改善を行う。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	港湾法第43条等に基づき、港湾管理者が行う以下の事業について、国が補助を行う。 ・廃棄物の埋立処分に必要な容量を確保するための護岸の整備(廃棄物埋立護岸等整備事業) ・港湾における公害を防止するための水質浄化、底質改善等(港湾公害防止対策事業)							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	10,549	5,432	3,181	6,686		
		補正予算	3,030	0	0	0		
		繰越し等	-343	2,631	847	369		
	計	13,235	8,062	4,028	7,055			
	執行額	12,964	8,025	4,004				
	執行率(%)	98.0%	99.5%	99.4%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	(具体例) 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数			年	約7年	約7年	集計中	約7年
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	事業実施港数			港	83	52	22	( 23 ) ( 20 )
<b>単位当たりコスト</b>	182 (百万円/港)		算出根拠	執行額/事業実施港数				
<b>平成24・25年度予算内訳</b>	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	(項)港湾環境整備事業費	6,640						
	(目)港湾環境整備事業費補助	810						
	(目)廃棄物処理施設整備事業費補助	5,815						
	(目)後進地域特例法適用団体等補助率差額	15						
	(項)北海道港湾環境整備事業費	46						
	(目)港湾環境整備事業費補助	46						
計	6,686							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	公害の防止、廃棄物の受け入れといった、国民にとってニーズの高い事業であり、国が関与すべき事業に対し補助を行っている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	公害を防止する、廃棄物を受け入れるという目的達成のため、真に必要な事業を、補助事業として実施している。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	廃棄物埋立護岸に関して、ロンドン条約96年議定書の締結に伴う海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の改正により、浚渫土砂の海洋投棄処分が原則禁止されており、埋立処分が求められているところ、廃棄物を受け入れる海面処分場の残余年数を約7年確保するという成果目標に向け、事業が行われた。公害財特法に基づく事業は、河川、港湾、水産基盤とその事業実施箇所によって、実施部局が異なる。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 公害財特法による事業 (水管理・国土保全局等)	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害の防止、廃棄物の受け入れといった、国民にとってニーズの高い事業であり、真に必要な事業に対し、補助を行っている。</li> <li>・各地方整備局等において予算の執行状況を把握し、本省においては地方整備局等からの報告を以て予算の支出先、使途の把握を行っている。</li> </ul>		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>平成21年度事業仕分け 【結果】予算要求の縮減</p> <p>平成23年度行政事業レビュー 【結果】一部改善(政策目標に照らし事業を実施すべき)</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	364	平成23年行政事業レビュー	338

※平成23年度実績を記入

国土交通省  
4,004百万円

〔 予算配分、事業採択、  
地方整備局等への助言 〕



A.地方整備局等(9機関)  
4,004百万円

〔 交付決定 〕



【補助】

B.港湾管理者等(30団体)  
4,004百万円

〔 工事 〕

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A.関東地方整備局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	港湾環境整備事業に必要な経費	2,991			
計		2,991	計		0
B.東京都			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	東京港廃棄物処理事業	1,331			
事業費	東京港公害防止対策事業	107			
事業費	東京港海域環境創造・自然再生等事業	11			
計		1,449	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

### A.地方整備局等(9機関)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東地方整備局	-	2,991	-	-
2	中部地方整備局	-	428	-	-
3	中国地方整備局	-	238	-	-
4	九州地方整備局	-	130	-	-
5	東北地方整備局	-	101	-	-
6	近畿地方整備局	-	58	-	-
7	北海道開発局	-	30	-	-
8	北陸地方整備局	-	19	-	-
9	四国地方整備局	-	9	-	-
10					

### B.港湾管理者等(30団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都		1,449	-	-
2	横浜市		957	-	-
3	川崎市		489	-	-
4	静岡県		351	-	-
5	岡山県		208	-	-
6	茨城県		95	-	-
7	福島県		90	-	-
8	熊本県		89	-	-
9	名古屋港管理組合		64	-	-
10	大阪市		45	-	-

## ＜参考資料＞

### 港湾公害防止対策事業とは

港湾における公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土等の事業、並びに防塵柵等の公害防止施設を建設または改良する事業。

### 公害防止計画の策定

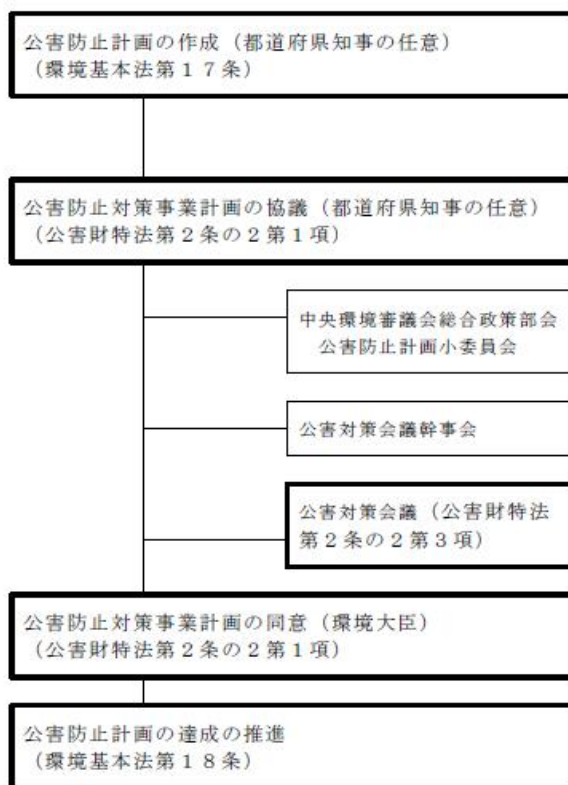
都道府県知事は、環境基本計画を基本として、公害防止計画を策定することができる（環境基本法第十七条）。

### 公害防止対策事業の基本的な手続き

都道府県知事は公害防止計画において、公害防止対策事業計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を求めることができる。環境大臣が公害防止対策事業計画の同意を行うに当たっては、公害対策会議（環境大臣を会長とし、国土交通大臣等の閣僚を委員とする組織）の議を経ることが必要（公害財特法）第二条の二）。

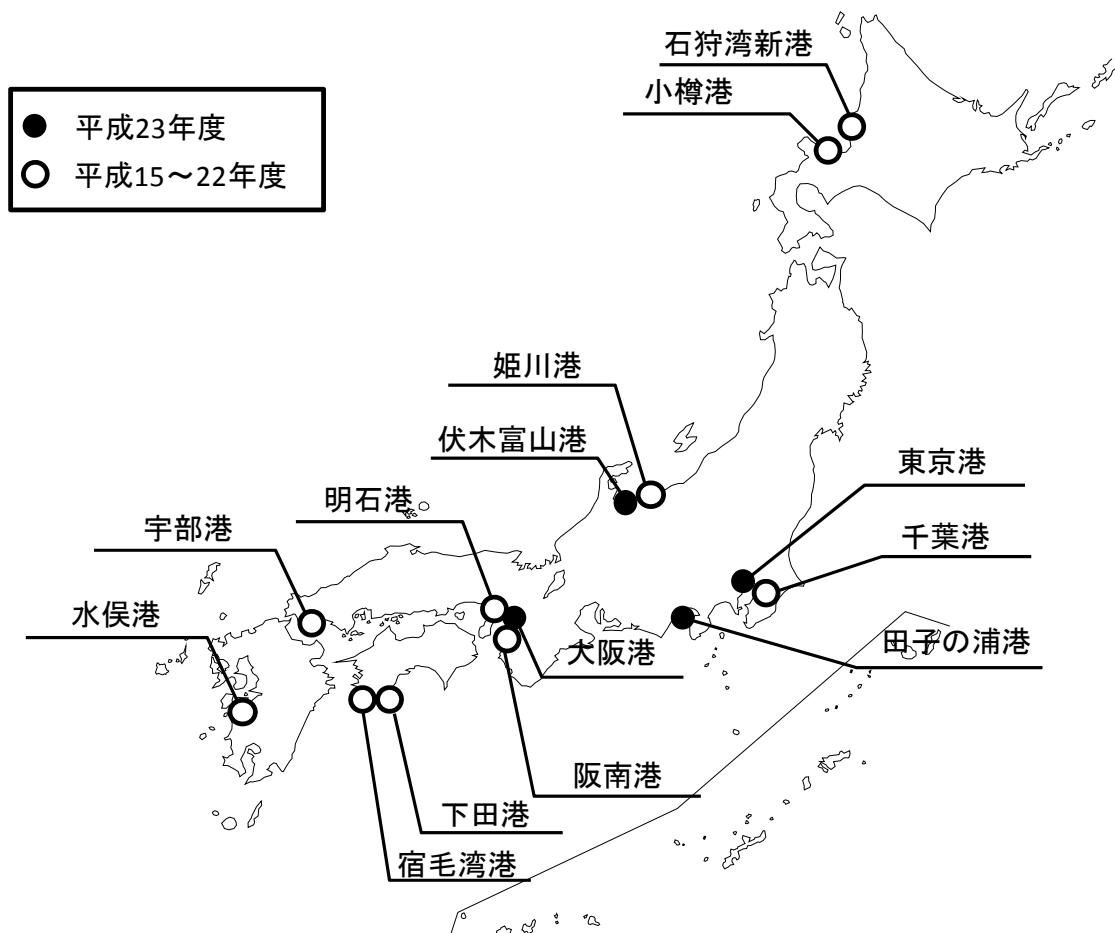
同意を得た公害防止対策事業計画に基づいて実施する事業に対して、公害財特法に基づく国の財政上の特別措置が適用される（公害財特法第三条）。

上記手続きの他に、総務大臣の指定を受ける手続きもある（公害財特法第三条）。



公害防止対策事業計画策定に関わるフロー

港湾公害防止対策事業の箇所（平成15～23年度）



## 海面処分場とは

海面処分場とは、海面を護岸で仕切り、その内側で廃棄物を埋め立てるための施設であり、港湾法上は廃棄物埋立護岸という名称で規定されている（港湾法第2条第5項第9号の2）。ここでいう廃棄物とは、港湾浚渫土砂、陸上建設残土、一般廃棄物、産業廃棄物である。

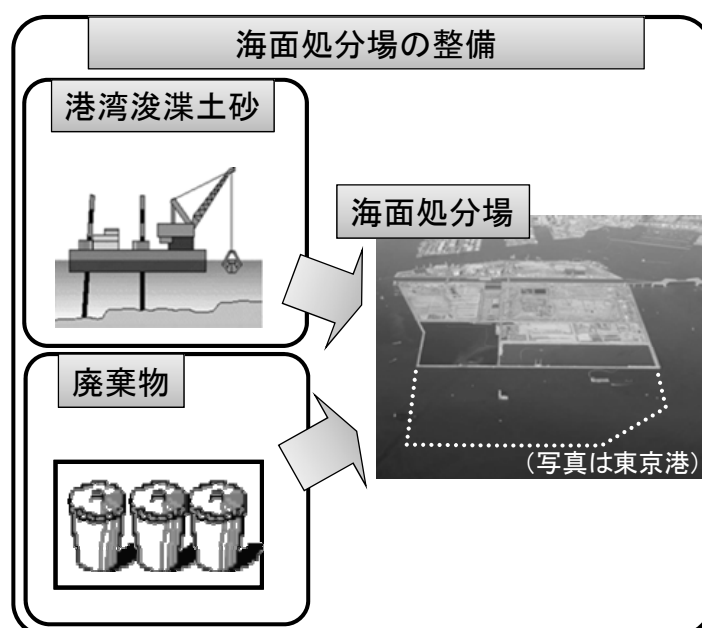
## 廃棄物埋立護岸等整備事業とは

廃棄物の埋立処分に必要な海面処分場の容量を確保するため、底地及び護岸等並びに容量拡大のための圧密沈下に係る事業を実施する港湾管理者を対象とした補助制度。補助率は1/3以内（内地）。北海道及び沖縄地区ではそれぞれ1/3、1/2。

## 海面処分場の必要性

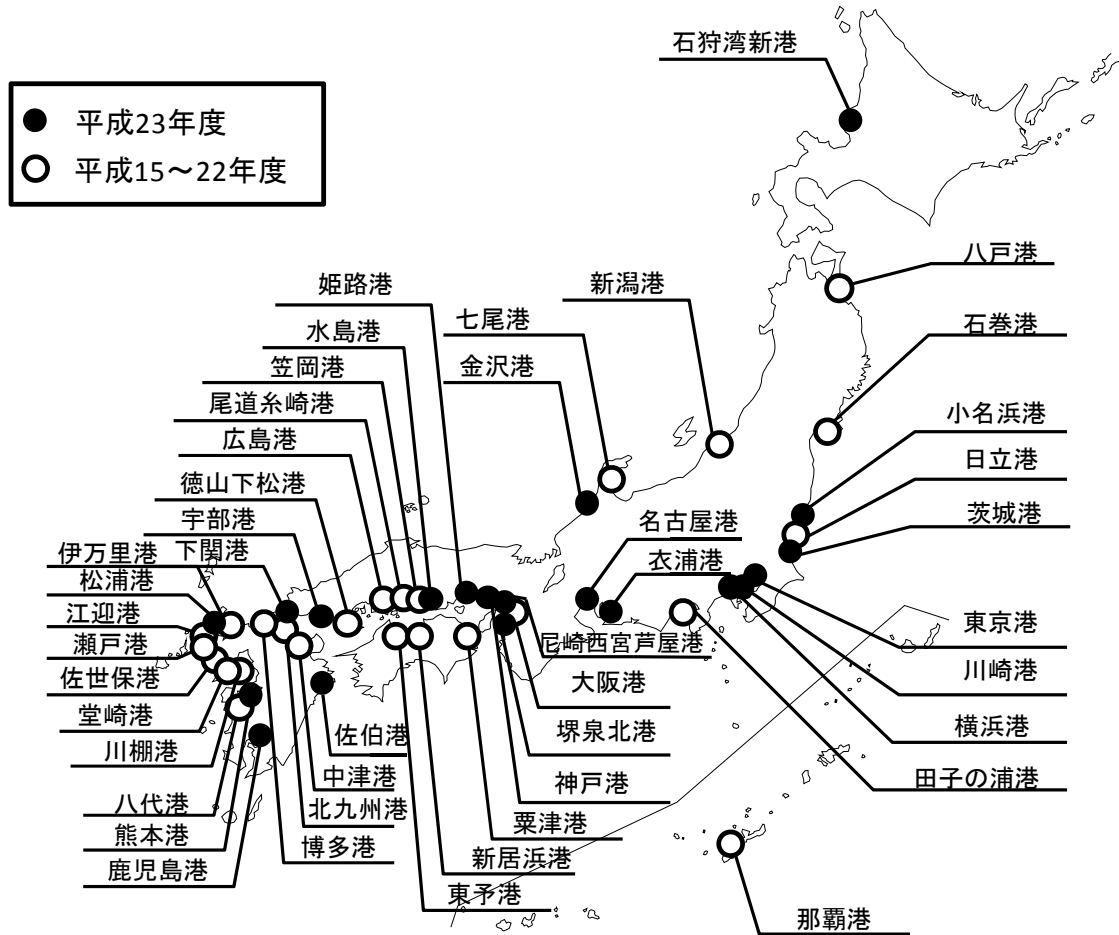
廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下、「ロンドン条約」と言う。）96年議定書の締結に伴う海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海洋汚染防止法」と言う。）により、浚渫土砂の海洋投入処分が原則禁止となったことから、浚渫土砂の適正処分のための海面処分場の必要性が増している。また、内陸部における処分場の確保が困難となりつつある中、海面における埋立処分場の確保の社会的要請が大きくなっており、特に、内陸部での処分場の確保が困難な都市部を中心に海面処分場への依存度が高くなっている。

こうした背景を踏まえ、浚渫土砂や廃棄物の円滑な処分のため、海面処分場の計画的な確保が求められている。なお、災害廃棄物の処理においても、海面処分場の果たす役割が注目されている。

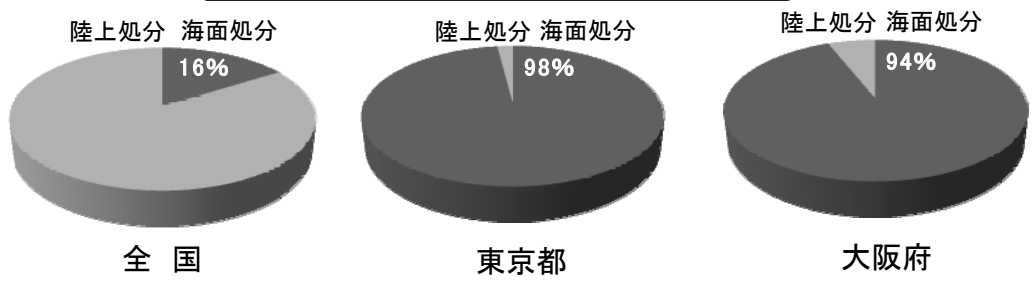




廃棄物埋立護岸整備事業の箇所（平成15～23年度）



全国、東京都及び大阪府の海面処分比率（平成22年度）



海面処分場を港湾管理者が整備する必要性

港湾区域は、物流をはじめとする港湾機能を効率的・効果的に発揮させることが重要であることから、港湾区域内に廃棄物埋立護岸を整備し廃棄物処理を行うためには、港湾利用との調整が図られることが必要不可欠である。

港湾管理者は港湾計画に基づき、港湾施設の整備、土地造成及び港湾の適正な管理等を通じ、臨海部の計画的な整備と適正な管理を実施している。海面処分場として造成された土地も港湾の用地として活用されることから、昭和48年の

港湾法の改正で廃棄物埋立護岸が港湾施設として追加されるとともに、その管理・運営は港湾管理者の業務とされた。

上記を踏まえ、港湾内で廃棄物埋立護岸を整備するにあたっては、港湾空間がより高度に利用されている現在、港湾利用との整合を図ることが重要であり、今後とも引き続き港湾管理者が責任を持って廃棄物埋立護岸を計画的に管理・運営していく必要がある。

## 海面処分場を取り巻く環境規制等の状況の変化

### 1. 廃止基準の導入（平成9年）

廃棄物処理法の改正により、廃棄物処分場の廃止において、水質等の廃止基準が設定され廃止基準に適合するまでには長期間を要することとなり、埋立後の速やかな土地利用が困難となった。

### 2. 廃棄物処分場の構造基準の強化（平成10年）

廃棄物処分場の技術上の基準を定める省令が改正され、最終処分場に係る構造基準が強化され、建設費が増加した。

### 3. 不動産鑑定評価基準の改正（平成14年）

新たに、土地汚染が土地評価の要因の1つとなり、廃棄物処分場の跡地は、土壤汚染のある土地と同類の土地と見なされることから、土地評価額が下落した。

### 4. 指定区域の導入（平成16年）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、廃棄物処分場の廃止後は「指定区域」に指定され、土地の形質変更の際には、届出が必要となった。土地の形質変更の際に、対策（掘り出した廃棄物の再処分等）が必要であり、土地の売却が困難となった。

### 5. 浚渫土砂の海洋投入処分の原則禁止（平成19年）

ロンドン条約96年議定書の締結に伴う海洋汚染防止法の改正により、浚渫土砂の海洋投入処分が抑制され、原則認められなくなった。

### 6. 自然由来の汚染土壌への規制導入（平成21年）

土壤汚染対策法の改正により、自然的原因による土壤汚染についても新たに法の対象とされ、法に規定される基準や区域指定による規制を受けることとなった。

論点等説明シート

事業名

港湾環境整備事業

担当部局庁

港湾局

事業についての論点等

<公害防止対策事業>

公害防止対策事業は、都道府県知事が定め、閣僚を委員とする公害対策会議を経て決定される公害防止対策事業計画に基づき、あるいは総務大臣の指定を受けて、実施されるものである。

公害防止対策事業のうち、ダイオキシン対策を行う事業については、ダイオキシンの処理に費用と時間を要することから、ダイオキシンを港湾内の用地に一時的に仮置きするなどしており、最終処分が進んでいない。このため、ダイオキシンを経済的で効率的に処理する技術の開発が求められており、関係者により検討していくことが必要である。

<廃棄物埋立護岸等整備事業>

廃棄物埋立護岸は港湾内の貴重な公有水面を埋立てて整備するものであるため、新たな整備が難しくなっている港湾がある。また、公共事業の実施にあたっては、政府全体として国費の更なる縮減と合理化が求められている。このため、既設処分場の延命化対策や、新規の処分場整備におけるコスト削減が必要となっている。

また、海面処分場を取り巻く環境規制(廃棄物処理法、土壤汚染対策法等)等の強化により、海面処分場の廃止までに要する管理費用が増大し、さらに埋立後の速やかな跡地利用が難しくなっていることなどから、港湾管理者の負担が大きくなっており、処分場跡地の円滑な利用を促進するための施策を検討する必要がある。